

事前or当日	質問先	質問	回答
事前	国土交通省	人口減少による収入減や老朽化施設の増加で上下水道事業の経営が厳しくなる中、官民連携や広域化は有効な手法として挙げられていますが、これらの取り組みだけで経営健全化を実現することは可能でしょうか。もし限界があるとすれば、どのような追加施策が必要になるのでしょうか。	経営改善に有効な政策として挙げて頂いた官民連携や広域化も一つの手段ではありますが、他にも例えば料金の適切な設定等、様々な手段がありますので、各自治体の実情に合わせて組み合わせながら実施して頂きたいと思えます。
事前	国土交通省	上下水道事業の経営改善策として官民連携が注目されていますが、人口減少による収入減という構造的な課題に対して、官民連携はどこまで効果が期待できるのでしょうか。	官民連携は、民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用によって、効率的な事業運営や施設の改修・更新を進める際のメリットがある他、人員不足を課題とするその事業者にとっては、職員の負担軽減や災害対応時における体制補完等のメリットが期待されます。
事前	国土交通省	広域化は経営強化に有効と言われますが、実際には「単独でやっていた自治体は参加せず、厳しい自治体だけが集まって不健全団体化する」という問題もあります。人口減少が続く地域で、広域化だけで持続可能な経営を実現することは可能でしょうか。成功の条件があれば教えてください。	広域化だけで持続可能な経営を実現するのは難しいかもしれませんが、技術継承の観点から考えても、広域化は有効だと思っています。例えば小規模自治体だと、そもそも職員数が少ない点や長年勤めているベテラン職員の技術が若手になかなか継承されない点といった課題が存在すると思っていますが、そのような課題解決の一助として、技術継承が可能になるといふ点で広域化も有効だと考えております。
当日	国土交通省	「重要路線の具体的な下水道管の対象について」重要物流道路など、歩道付きの道路の場合、本線に基幹管路、歩道にはサービス管が埋設されている場合があります。また、横断管路もござります。具体的にどこまでを重要管路とみるのでしょうか。	緊急輸送道路であれば、人が避難する場所は歩道も含まれますので、歩道も対象になります。同じように重要物流道路の場合も、そこに必要な物資を運ぶ際に支障にならないようにという観点からは歩道も含まれると考えられます。
当日	国土交通省	社会資本整備総合交付金の未普及地域の下水道整備に対するものは今後も継続されるという認識で大丈夫でしょうか。	現在検討中であり、令和9年度以降の補助制度や予算について決定されたものはございません。
当日	国土交通省	口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路以外の管路の改築についてですが、令和9年度よりW-PPP（L3.5以上）が補助要件となっています。当市では口径が2,000mm以上の管路は存せず、緊急輸送道路以外の管路が大半を占めている状況で、W-PPPの検討もおこなっていますが関係機関の合意形成には至っておりません。同様の自治体は多くあると思うのですが、補助要件緩和等の検討についてはどのようにお考えでしょうか。	ウォーターPPP要件につきましては、污水管に限りませんが、口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路であっても改築を実施する場合は適用されます（緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化についてはウォーターPPP要件の適用外）。 内閣府のPPP/PFIアクションプランでは、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。」とされているところですが、国土強靱化や広域連携の取組と整合性を取りつつ、制度の詳細について、検討してまいりたいと考えております。
当日	国土交通省	令和8年度予算概要の説明資料のP7の内容について、昨年12月に通知のあった社会資本整備総合交付金交付要綱においては、これまでどおり広域化事業及び運営基盤強化事業の交付要件として、3以上の水道事業の広域化かつ令和16年度までの時限事業とされていたと記憶しております。こちらの資料を拝見すると、令和8年度事業といたしましては、この要件が2以上の水道事業の広域化に緩和され、かつ令和22年度までの時限事業として期限が延長されるということでしょうか。	広域化事業及び運営基盤強化事業については、現行の要件、時限のまま存続する予定です。新たに「水道広域連携推進事業」を創設し、この事業では2以上の水道事業体の事業運営の一体化、給水人口は原則10万人以上、令和22年度までの時限事業などの要件とする予定です。
当日	国土交通省	水道事業者が集約型システムと分散型システムで給水を行う場合、両システム間で水道料金に差を設けることは不可でしょうか。	集約型システムと分散型システムはあくまでも施設の形態を指しているのみで、経営する事業者が同一であれば、当然、経営の形態に違いがあるわけではありません。水道事業者が集約型システムと分散型システムを同一の給水区域内で実施する場合でも、集約型システムと分散型システムを利用する利用者間で料金格差を設けることは、 不当な差別的な取扱いに該当することとなると考えられるため、両システム間で水道料金に差を設けることは出来ないと考えられます。 【参考】水道法第14条第2項第4号（供給規程） 第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正なものであること。 二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （略）

事前	総務省	令和9年度及び令和10年度に向けて検討している財政措置や制度の変更がございましたら、教えていただきたいです。	令和9年度、令和10年度に向けた財政措置については、今後検討してまいります。なお、総務省では、来年度以降も研究会を設けて議論していきますので、議論の動向を引き続き注視していただければと思います。
当日	総務省	公営企業経営改善特例債（仮称）は、集落排水を廃止するにあたり下水道事業会計（特別会計）が個人の浄化槽設置費用全額に対して補助金を支出する場合も事業の対象になりますか？	公営企業経営改善特例債（仮称）については、公営企業に係る特別会計の全部又は一部の廃止を行う場合に、一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、一般会計において特例的に地方債を発行できるようにするものですので、個人の浄化槽設置費用全額に対して補助金を支出する場合は対象となりません。 なお、個人の浄化槽費用に対して補助金を支出する場合は、その費用の一部に特別交付税措置（※）が講じられています。 ※国庫補助事業：地方負担額の8割 単独事業：事業費に2/3を乗じて得た額の8割
当日	総務省	公営企業経営改善特例債（仮称）は、集落排水を廃止するにあたり下水道事業会計（特別会計）が個人の浄化槽設置費用全額に対して補助金を支出する場合も事業の対象になりますか？	上記をご参照ください。
当日	総務省	「下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加する」とありますが、合流管を改築する場合、雨水負担分は起債されることになり、3条収入として一般会計負担金を計上しない、という形になるかと思えます。単年度のPLは赤字に近づくような経理になるとかंगाえておりますが、認識が正しいのでしょうか？	全国特別重点調査の結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕については、収益的支出（3条予算）に計上する修繕経費を対象としており、3条予算の支出に要する資金として企業債を起す場合には、3条予算本文中になお書きにより示し、修繕費は収益的支出に計上します。その際、企業債収入については、収益的収入に計上されないため、修繕に要する経費に起債を充当した部分については、損益計算書において、当年度未処理欠損金が計上されることとなります。
当日	総務省	資料p15の管路調査の結果、下水道管路の修繕をする場合に3条予算の修繕も下水道事業債の対象に追加することですが、この場合の企業債も3条予算で収入を受けることになるのでしょうか。このあたりの会計処理について、総務省ホームページ上のQ&Aで公表される予定はありますか。ご教示ください。	同上 なお、予算、会計上の取扱いについては、今後Q & Aをお示しする予定です。
当日	総務省	下水道施設の将来更新に備えて資産維持費の考え方が示されていますが、維持管理費を超える使用料収入がすでにあり、使用料単価が150円/m3以上ある場合は、資産維持費を含めて使用料改定しても分流式下水道に要する経費が減額になり、将来の更新に備えた資金の積立ができないように見受けられます。現在、分流式下水道に要する経費の見直しが進められているとの話も聞き及んでいますが、このあたりの動向についてご教示いただけませんか。	分流式下水道に要する経費も含め、下水道事業における公費負担のあり方については、総務省において開催している「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」において議論が行われているところであり、その検討状況を注視してください。 参考：総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jougesuido/index.html
当日	総務省	総務省様へご質問です。資料12ページの【対象経費】に記載のある水道管路の耐震化に要する経費の算出をする際は、資本的支出の事業費のみを勘案すればよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
当日	総務省	総務省のPFOS・PFOA対策に係る地方財政措置について、民営の簡易水道事業者が行う水質検査への地方財政措置はどのようなスキームで行われるのか。	民営の簡易水道事業者が最低限実施しなければならない水質検査に要する経費に対し、一般会計が補助を行う場合に、令和8年度から令和10年度までの間、補助額に対して50%を特別交付税措置を講じます。
当日	総務省	資料P6のDXによる点検調査は不明水対策に係るものでも該当になると考えていいのでしょうか？	DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査に関する特別交付税措置については、DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査経費（汚水処理に係るもの）を対象としており、点検・調査の目的（法定点検、不明水対策、空洞調査など）や管路の口径等の如何に関わらず対象となります。
当日	総務省	資料P12の内容について、当企業団は既に広域での水道事業運営に取り組んでおりますが、構成団体の財政状況や各構成団体との調整が困難であること、上水道の普及状況に差があることなどが要因となって、管路の耐震化事業等に対する一般会計からの繰り入れが困難な状況が続いております。一方、本日のご講演のとおり、近年は水道事業を将来へ持続させていくために広域連携への取り組みが加速しつつありますが、こういった課題が広域化の支障となっていくことを懸念しております。つきましては、一般会計からの繰入を前提としない水道事業会計への直接的な支援策について、ご検討されているかご教示ください。	管路耐震化事業をはじめとした地方交付税による財政措置については、一般会計における財政需要に対して講じるものであることから、一般会計からの繰入が前提となっています。一方、公営企業デジタル活用推進事業債など水道事業会計で起債する公営企業債の対象拡充など、一般会計からの繰入を前提としない支援策についても、必要に応じて引き続き検討してまいります。
当日	総務省	PFOS対策の地方財政措置について、いわゆる繰出基準に定められない任意の措置とご説明がありました。繰出基準に定めるものと任意のものとの住み分けの考え方を教えてください。また、繰出基準の主旨（経営健全化、経営基盤強化等）に準じるものとしてとらえて良いですか	公営企業においては、事業の経営に伴う収入を財源として事業が行われることが原則であります。性質上一般会計が負担すべき経費については、その財源を一般会計から公営企業会計へ繰り出すこと（経費負担の原則）とし、当該経費を「繰出基準」に位置付けています。今回措置する水質検査に要する経費等は、料金収入による対応が基本であり、また、応急対策に要する経費は、地域の実情による部分が大きいと考えられることから、繰出基準に位置付ける制度的な措置とはしていません。

当日	総務省	15ページの内容である下水道の老朽化対策の推進（大規模下水道管路修繕）への質問です。 資料内では、全国特別重点調査の対象の結果、対策が必要とされた下水道管路の修繕に要する収益的支出に計上する経費が下水道事業債の対象に追加され、交付税措置を講じることが記載されています。 そこで、一般会計で行う都市下水路の修繕に要する経費についても上記の対象になるか、あるいは緊自債等の別の財源措置がなされるかご教示いただけますと幸いです。	下水道事業債は、下水道事業（公営企業）が実施する事業に対して充当できるものであり、一般会計で実施する都市下水路には充当することはできません。
事前	日本水道協会	上下水道料金改定について検討しているので、料金算定の改訂についてお聞きし改定作業の参考とさせていただきます。	現在、改訂作業を進めている「水道料金改定業務の手引き」では、令和7年2月に改定した「水道料金算定要領」に則した解説に見直すとともに、料金改定プロセスに沿った構成に変更を加えるなど、より料金改定業務の参考に資するものとなるよう整理を行っています。料金改定業務の一助となれば幸いです。
事前	日本水道協会	水道料金改定業務の手引きの改定について、これまでの手引きからの変更点について。経営基盤の強化として、他自治体で料金改定以外に取り組んでいる具体的なことがあれば知りたい。	現行版手引きからの変更点につきましては、発表資料を参考にし頂ければと思います。 また、経営基盤の強化として、他自治体で料金改定以外に取り組んでいる具体的なことについては、そもそも適正な水道料金の設定について事業体内部で審議を行う際に内部でできる経営改善の方法についてご議論されると思います。その上で内部で解決できない手法、例えば外部との連携、他自治体や民間企業との共同がありますが、そこまで視野に入れていく場合は、広域化、官民連携といった手法が考えられます。日本水道協会のホームページ上に、広域化、官民連携の専用ページを設け、先進事例等を載せているので、適宜ご参照頂ければと思います。 【本協会ホームページ（広域化・公民連携 情報プラットフォーム）】 https://www.wide-ppp.jwwa.or.jp/
当日	日本水道協会	令和8年度に審議会を開催し、料金・使用料改定の検討を行います。 手引きの改定について、令和8年3月に発行とのことですが、販売等のスケジュールが決まっていればご教示ください。	令和8年3月末の完成に向けて改訂作業を進めています。販売方法は有償での電子書籍の販売（CD-Romに格納）を予定しています。
当日	国土交通省 日本水道協会	災害時の応急給水を担う人材確保のため、国土交通省や日本水道協会として「給水車を運転するための免許取得費用」を直接補助する仕組みを新設・拡充する予定はありますか？	国土交通省：水道施設整備に必要な費用とは言えないため国庫補助の対象とする予定はありません。 日本水道協会：本協会としては補助を行う予定はございません。会員提出問題で上程いただければ、適宜、国（国土交通省、総務省等）に対して要望活動を行ってまいりたいと考えています。
事前	日本下水道協会	「下水道使用料算定の基本的な考え方」の改訂について、資産維持費の算出方法が提示されるかどうか、お聞きしたいです。	資産維持費の算定方法については、改訂における重要なテーマの1つであると考えています。 現時点では、各団体が定めたストックマネジメント計画において中長期の改築・更新費用を算定していることから、将来必要となる額を使用料算定期間でどの程度確保すべきかについて、積上げ方式による算定を検討しています。 なお、本会の会員専用ホームページには、令和7年4月付で「資産維持費算定の基本的な考え方」として示した資料を掲載していますので、是非ご確認ください。 今後は、本会が実施する使用料調査専門委員会において、水道事業との違いも踏まえながら、皆様が検討しやすいよう、より適切な算定方法について議論を進めてまいります。なお、算定方法に関するご意見やご要望等がございましたら、本会までお寄せいただければ幸いです。
事前	日本下水道協会	下水道使用料の改定について、セグメント単位で改定するべきでしょうか。当市では公共・特環・農集・漁集・浄化槽の5つのセグメントを有していますが、下水道使用料についてはセグメントに関わらず同一の使用料体系にしております。漁集と浄化槽事業の経費回収率が著しく低い状況にあることから、使用料改定を検討するにあたり、セグメント毎の使用料算定についても検討したいと考えておりました。	下水道使用料の改定については、セグメント単位で実施すべきと思われます。 その理由として、地方公営企業法において料金は「能率的な経営の下における適正な原価」を基礎として定められることとされており、セグメントごとに要する費用に基づいて、使用料を設定することが適切であることが挙げられます。また、総務省の通知等において、「経営の見える化」が強く求められており、セグメント別に収支を把握することが、経営状況を明確にするうえで必要不可欠であるためです。 一方で、使用料体系については、政策的な判断により市町村内で同一単価としている団体が多いものと承知しています。セグメントごとに使用料改定を行うかどうかについては、これまで対外的に説明してきた経緯等も踏まえ、総合的にご検討ください。

事前	日本下水道協会	下水道使用料の改定と「分流式下水道に要する経費」の関連について。 当該繰入金が増える下水道使用料を設定しなければ、内部留保資金が増えない制度設計となっている事についてどのように考えるべきか。	分流式下水道に要する経費について、内部留保資金が増えない制度設計になっていることは、総務省においても認識されているところであり、現在、総務省が実施している「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」において、望ましい制度設計に向けた検討が行われているものと承知しています。 その上で、内部留保資金の確保を目的とした使用料改定を行うべきかどうかについては、経営状況や今後の繰入金の見直し等を踏まえ、総合的に判断することが重要です。 近年では、基準内繰入であっても繰入金の確保が非常に厳しい状況にあるとの声を多くの団体から伺っています。このため、財務部局と中長期の繰入の在り方について調整を行った上で、持続可能な下水道事業の経営に向け、使用料改定の必要性をご検討ください。
事前	日本下水道協会	審議会などを設置しない場合の下水道使用料の改定のスケジュールや庁内検討の体制など	下水道使用料の改定に当たっては、改定理由や水準の妥当性について、第三者の立場で専門的・客観的な観点から検証するとともに、利用者への説明責任を果たすため、審議会等を設置する例が多く見られます。 一方で、審議会を設置しない場合、内部検討等に多くの時間を充てることが可能となり、少ない人数でも概ね半年程度で庁内検討ができると考えられます。 しかしながら、審議会を設置しない場合においても、改定理由や水準の妥当性について、住民への周知・説明は不可欠です。 他の団体の取組みとしては、各町内会に説明して回った事例や、外部講師を招き議員に対して使用料改定に関する講習を行った事例もございます。 改定理由や水準の妥当性について、対外的に十分な説明責任を果たした上で、使用料改定に取り組んでいただければと思います。
当日	全国簡易水道協議会	P13に「給水区域内の配水方式の多様化」とありますが、どのような配水方式の事例があるでしょうか？	国交省のあり方検討会と同様、時間軸が逆向きに今動き始めていると考えています。かつては統合、一本にパイプをつないで大規模化するというのが一つの方針でしたが、人口減少局面を迎えて、水道ができる以前の井戸を掘る、湧水を引っ張ってくるというところに回帰していくと思われます。 皆さまの地域でも湧水や井戸を掘るとすぐ水が出るというところがたくさんあるはずですが、過去にはそういうところを廃止してしまいましたが、再度復活するという事例はどこにでもあると思います。また災害時にもそこを水源として周りに水を配る等、役に立つのでぜひご検討をお願いします。
当日	宮城県松島町	技術支援では、何に関する他自治体の事例を紹介されたのでしょうか？ またそれを今後の業務にどのように活かす予定でしょうか？	今回の技術支援を通じて、経営戦略に掲載している目標の設定のため、他自治体の目標設定例をご紹介いただきました。その他自治体の目標の中でも、管路更新率や管路の経年化率について、それぞれの自治体がどのような数値を目標として設定しているか等の解説も踏まえながら、ご紹介いただきました。 この目標設定の例を、今後の経営戦略策定も含め、事業経営の参考とさせていただきます。
当日	大分県臼杵市	改定率の目安はどのように算出されましたでしょうか？	改定については、1回で上げる方法と2段階で上げる方法をご提案頂き、改定率の目安としては全国平均と同じくらいで、と考えてはいますが、一方で水道料金の値上げの抑制という観点もあるので、内部で再考する必要があるという状況です。
当日	奈良県広域水道企業団	現在、企業団設立や料金統一を検討している団体に対してのアドバイスなどはあるでしょうか。	広域化というのは、今後の水道の安全安心の確保や健全な経営の確保の一つの手段であると思います。 今後、いかにして安心安全な水道を維持していくかという課題があるなか、各水道事業者において、単独経営でそれが成し得るのか、なかなか難しいのであればどういった方法が考えられるのか、というのを検討していくことが重要と考えています。事業統合だけではなく、いろいろな広域化の体系がありますので、様々な先行事例等もご参考にしながらご判断されるのが良いのではと考えています。
当日	奈良県広域水道企業団	水道料金の統一について水道利用者に対して広報するにあたって、工夫した点がございましたら教えてください。	当企業団は、令和6年11月に設立、令和7年4月から事業開始というスケジュールの中、給水条例が議会で可決されたのが令和7年2月でした。そのため、広報期間が非常にタイトであったことから、企業団の設立に関することや水道料金に関すること等についてホームページや、県・市町村の広報誌などできる限り速やかに、幅広く広報させていただきました。
当日	奈良県広域水道企業団	将来収支見直しについてですが、企業債残高の将来値が上昇していますが、目標の給水収益の3倍以内に収まる予想でしょうか？ 料金水準のさらなる上昇で補填する考えはありますか？	給水収益の3倍以内に収まる予想です。

当日	愛知県小牧市	<p>記載や言及あったら申し訳ありませんが、使用料改定前の経費回収率はどのくらいだったのでしょうか？100%を下回っていたのでしょうか？</p> <p>また、企業会計である以上独立採算であることは当然ですが、それを理解する住民は少ないかと思えます。資金的に余裕がある団体で改定することに内部・住民から反発はありましたでしょうか？</p>	<p>使用料改定前の経費回収率は59%台でした。</p> <p>また、下水道事業が独立採算であるという点については住民の皆さまはおそらく認識していないと思われます。</p> <p>改定をすることに対する反発は、広報等で周知した結果だと思われますが、大きな反発はありませんでした。</p>
当日	愛知県小牧市	<p>下水道使用料改訂について、第2段階の改訂時に対する利用者の反応をどのように考えられますか。</p>	<p>1回目の改定の時は、検針時にチラシを配布した際に問合せが最も多かったのですが、それでも週に2、3件で内容もほとんどは自分ほどのくらい使用料が上がったのかの確認でした。値上げに対する批判意見は条例改定から実際に使用料に反映されるまでの期間でも10件未満でしたので、2回目の改定も3年間あけて実施すれば、同じ程度の反応だと思われます。</p> <p>しかし、小牧市の場合、水道事業も財政状況が厳しく、早々の料金改定が必要な状況であるため、水道料金の改定と下水道使用料の改定を短期間に連続で実施すると、何度も改定することに対して批判意見をいただくことが想定されます。</p>